

令和6年7月2日

果樹経営支援事業使用者 各位

大島地域果樹産地協議会

事業使用にあたっての注意事項

1. 新植・改植事業について

- ①新植・改植事業において4年目・8年目にて事業条件の面積及び本数の現状確認を実施することとなっています。
- ②つきましては、栽培管理の適正性を徹底してください。
当事業の助成制度は、圃場を対象としていることから将来的に園地が持続可能園地であり続けるために農地利用を担う経営体を明確認にしたうえで、樹帯を含めた園地の集積・集約化と円滑な経営継承に努めること。

2. 事業の継承について

- ①当事業において、事業開始年度から8年間に何らかの事情により対象圃場の管理者に変更(継承)があった場合は、事業窓口である各市町村窓口及びJA担当部署へ報告を行うこと。

3. 落葉果樹の栽培について

- ①落葉果樹(すもも)については、関係機関と十分な協議の結果、事業申請を行うこと。

経営概況及び計画書

氏名 () 令和 年 月 日
 家族構成

氏名	続柄	年齢	就業形態	就業日数	備考
	本人	歳	専業・兼業	日	
		歳	専業・兼業	日	
		歳	専業・兼業	日	
		歳	専業・兼業	日	
経営品目	現況面積	生産量	4年後	8年後	
たんかん	a	kg	a	a	
津之輝	a	kg	a	a	
すもも	a	kg	a	a	
パッション	a	kg	a	a	
マンゴー	a	kg	a	a	
アボカド	a	kg	a	a	
他品目()	a	kg	a	a	

※事業利用条件

1. 10a以上の農場を持ち年間150日以上の就業を行っている者。